

食品安全モニターからの報告（平成19年11月分）について

食品安全モニターから11月中に、27件の報告がありました。

報告内容

<意見等>

・ 食品安全委員会活動一般関係	1件
・ リスクコミュニケーション関係	3件
・ BSE関係	1件
・ 食品添加物関係	1件
・ 農薬関係	2件
・ 器具・容器包装関係	1件
・ 化学物質・汚染物質関係	1件
・ 食品衛生管理関係	1件
・ 食品表示関係	14件
・ その他	2件

（注）複数の分野に関係する報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

凡例）食品安全モニターの職務経験区分：

食品関係業務経験者

- ・ 現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
- ・ 過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方

食品関係研究職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方

医療・教育職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方

その他消費者一般

- ・ 上記の項目に該当しない方

1. 食品安全委員会活動一般関係

食品安全モニター報告について

消費者に食品を提供する側の不正が続々と発覚し、たいへん不愉快です。しかし、表示の問題への提言となると「農水省・厚労省等へ」となります。食品安全モニターの報告としては、食品の内容・成分への意見を求められていると思われるのですが、なかなかハードルが高いです。もう少し間口を広げても OK となれば、モニター側としては意見を挙げられると思います。

(高知県 女性 50歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全モニターの方々にお願ひしております随時報告につきましては、食品の安全性の確保を主旨とした幅広い御意見等をお寄せいただきたいと考えております。

報告の対象につきましては、お考えのような「食品の内容・成分」に特化した意見を求めているものではなく、食品安全行政に関する御意見や食の安全に関し日常を通じてお気づきになった点などをお寄せいただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、個別のことで、御報告等に当たって迷われたり御不明な点などございましたら、事務局担当までお問い合わせ下さい。

2. リスクコミュニケーション関係

食を考える意見交換会に参加して

宗像市と福岡農政事務所主催の「食を考える意見交換会」に出席した。遺伝子組換え農作物、有機農産物、トレーサビリティ、期限表示、米国産牛肉等に関し、活発な意見交換が行われた。このような意見交換会が、地方市で開催されたことは異例であり、感謝したい。

(福岡県 男性 77歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

日頃から食品安全行政への御理解・御協力、誠に有難うございます。

当食品安全委員会におきましても、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの一環として、関係機関と連携するなどし、様々なテーマで意見交換会を実施しております。

今年度におきましても、「食中毒の原因微生物」や「農薬」、「放射線照射食品」等をテーマとして意見交換会を実施しており、地方都市においては地方公共団体との共催により実施しているところです。今後も時宜を得た事柄をテーマとして、意見交換会や国内のみならず海外の有識者を招聘しての講演会等の開催を検討しております。

食品安全モニターの皆様にも、お近くで開催される折には、是非御参加いただきたいと思いますと考えております。

またその際には、御家族や御友人にもお声掛けいただければ幸いです。

【農林水産省からのコメント】

食を考える意見交換会(11月16日宗像市)に御参加いただき、ありがとうございました。農林水産省では、地方農政局・農政事務所の地域のネットワークなどを通じた迅速かつ正確でわかりやすい情報の提供に取り組んでおります。

特に、意見交換会や説明会については、これまで、牛海綿状脳症(BSE)関係、農薬、遺伝子組換え農作物、GAP手法(農業生産工程管理手法)など、国民の関心の高いテーマを取り上げ、開催してまいりました。

今後とも、地方農政局・農政事務所の地域のネットワークなどを通じ、全国各地の方々と、できるだけたくさんの意見交換を行ってまいります。

また、メールマガジン「食品安全エクスプレス」を通じた情報提供にも取り組んでおりますので、こちらも御参照ください。

メールマガジン「食品安全エクスプレス」への登録

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

食の安心について思うこと

季刊誌「食品安全」vol.14に掲載された見上委員長の寄稿「食の安心とは・・・」を読みました。委員長が指摘されるように、「安全・安心」が四字熟語のように使われることには私も批判的です。食の安心は、科学的な安全評価が基礎にあって、それに信頼が加わったときに熟成されるものだと考えています。食品安全委員会が今までの活動をさらに発展させ、市民から信頼される組織に成長することを願っております。

(群馬県 男性 64歳 食品関係研究職経験者)

安全と安心は別のもの

最近のJAS法違反事件は主として安心の問題なわけですが、安全安心が四字熟語的に使用されている関係で、危ない食品だらけのような印象を与えています。季刊誌「食品安全」vol.14の見上委員長寄稿の「安全と安心は別のもの」という意見に大賛成です。食品安全委員会が本意見を諸機会に発信し続け、安心の求めすぎ傾向が是正されることを期待します。

(神奈川県 男性 68歳 食品関係業務経験者)

3 . B S E 関係

B S E 問題の疑問点について

BSE に関して全頭検査をする場合と生後 20 ヶ月以下の牛の検査を止めた場合の安全性の比較については、一般消費者の常識や経験、考え方だけでは難しく判断ができないと思います。わかりやすい説明を求められた場合にどのように説明すれば良いのでしょうか。牛肉の偽装表示についての報道もあり、消費者は何を見て購入すればよいのか疑心暗鬼になります。

(香川県 女性 62 歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

BSE 検査については、食品安全委員会が平成 17 年 5 月 6 日に厚生労働省及び農林水産省に通知した、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」において、BSE 検査対象月齢を全年齢から 21 ヶ月齢以上の牛に変更した場合、食肉の汚染度は、全頭検査した場合と 21 ヶ月齢以上を検査した場合のいずれにおいても、「無視できる ～ 非常に低い」と推定され、この結果から、検査対象月齢の変更がもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと評価しています。

これについて食品安全委員会では、審議の段階での国民との意見交換会や、評価書案が取りまとめられた段階での意見・情報の募集等、リスクコミュニケーションに努めると共に、評価のポイントについて、ホームページ、季刊誌等を通じて積極的に情報提供をしております。

(参照：食品安全委員会ホームページ「トピックス」内『BSE 及び vCJD について』)

<http://www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html>

食品安全委員会としても、今後ともリスクコミュニケーション等に取り組んでまいります。

【厚生労働省からのコメント】

BSE 全頭検査については、平成 13 年 10 月当時、牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと、国内で BSE 感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があったこと、等の状況を踏まえて開始したものです。BSE 対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、厚生労働省としては、検査対象月齢の見直しにあたって、食品安全委員会に諮問を行い、食品安全委員会の答申において、BSE 対象月齢を 21 ヶ月齢以上とした場合であってもリスクは変わらないとされたことを受け、平成 17 年 8 月、BSE 検査の対象月齢を 21 ヶ月齢以上とすることとしました。また、最近、管理措置について消費者等関係者の皆様の関心が高いことから、リスク評価や管理措置の現状について改めて認識を共有したいと考え、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の 3 府省の共催により、11 月に全国 6 箇所において意見交換会を開催し、BSE の国内対策について、食品安全委員会からリスク評価結果の内容を、厚生労働省及び農林水産省からリスク管理措置の現状等を御説明し、会場の皆様との意見交

換を行いました。その際に説明に用いた資料等についてはホームページにおいて公表しておりますので、御活用いただければと思います。なお、この資料中には、BSE の発生状況に関して、BSE 検査陽性牛の生まれた時期を考慮して、分かりやすくしたグラフも含まれておりますので、御参照ください。

(参考)「食品に関するリスクコミュニケーション - 我が国における牛海綿状脳症 (BSE) の国内対策を考える - 」(全国 6 ヶ所) 開催結果

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/iken/071213-1.html>

4 . 食品添加物関係

ファーストフードの安全性について

ファーストフードの原材料表示にはかなりの数の食品添加物があげられているので、それを食べる消費者の人体への影響が大変不安です。簡便なファーストフードを利用する機会は増える一方だと思われるので、安全性を確立する機能を強化していくよう指導していただきたいと思います。

(長野県 女性 46 歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

食品添加物は、食品の製造の過程において、加工又は保存の目的で食品に意図的に加えられ、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要です。このため、食品衛生法第 10 条により、食品添加物については、天然香料等を除き、人の健康を損なうおそれがないものとして厚生労働大臣が定める場合を除いては製造及び使用等が禁止されております。

新しい食品添加物の使用を認めるに当たっては、食品安全委員会において食品健康影響評価を行い、その評価を踏まえ、添加物としての検討を行い、必要に応じて使える食品や使用量の限度についての基準 (使用基準) 等を定め、食品添加物の安全性を確保しています。また、古くから使用が認められるものについても、最新の科学的知見に基づき、必要に応じて、安全性を確認しています。

食品添加物の規制については、厚生労働省の下記のホームページで御覧いただけますので、御参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/index.html>

5. 農薬関係

農薬使用の安全性について

今まで、市販の野菜は農薬の使用が心配だったので避けてきたが、最近、CO₂削減をうたった地産地消や最近の農薬の進化についての話を聞いて、考え直さなければと思っている。また、洗浄や調理によって残留農薬が軽減するのであれば、その情報がほしい。

(高知県 女性 50歳 医療・教育職経験者)

【農林水産省からのコメント】

正しく農薬が使用されれば、食品に含まれる農薬は、健康に影響しない量に抑えられます。

ただし、細菌等による食中毒の可能性もありますので、調理前の手洗い、食材の水洗い、包丁やまな板等の衛生管理に努めて下さい。

なお、これらの情報については、農林水産省消費・安全局のホームページにある「安全で健やかな食生活を送るために」を御参照下さい。

(<http://www.maff.go.jp/j/fs/index.html>)

このほか、以下の意見があり、これについても、関係行政機関にも回付しております。

農産物生産履歴を実施している市場について

ポジティブリスト制度の導入に伴い、地方では使用農薬の種類や量などを明記した農産物履歴提出を義務づける市場が出現している。少ない事例ではあるが、消費者からの「食の安全」に対する求めに応じる取組が生産者の間で進行していることは大変嬉しいことである。

(福岡県 男性 77歳 その他消費者一般)

6. 器具・容器包装関係

容器に使用される添加剤の安全性などについて

菌を増やさない目的や、使い勝手のよさなどを目的に、新機能をうたった物質が添加されている容器を見かけます。市場に出せば売れるからと、安全性の確認が不十分なまま、商品化されていることはないでしょうか。十分なテスト期間とチェック体制をお願いします。

(三重県 女性 42歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、合成樹脂製の器具・容器包装について、食品衛生法に基づく必要な規格基準を定めて、これに適合しないものの製造、輸入、販売等を禁止する等して適切に対応しています。

これら規格基準は、食品安全委員会による健康影響評価結果を踏まえて策定されますが、健康影響評価を行うためのデータには、通常、動物に長期間摂取させ

る長期毒性試験のデータも含まれることから、御指摘の十分なテスト期間は、こうした毒性試験により担保されています。

7. 汚染物質・化学物質関係

食品中のトランス脂肪酸の基準値設定に向けて

季刊誌「食品安全」vol.13 に、食品中のトランス脂肪酸の分析調査の実施報告が掲載されていた。現在、一部の食品業界でトランス脂肪酸の表示をする方向に向かいつつあるが、国としても食品中のトランス脂肪酸の含有基準値の設定を早急に整えてほしい。

(宮城県 女性 58歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会及び厚生労働省からのコメント】

トランス脂肪酸は、マーガリンやショートニングなどの加工油脂や、これらを原料として製造される食品のほか、自然界においての牛などの反すう動物の脂肪や肉などに含まれる脂肪酸の一種です。トランス脂肪酸は大量に摂取することで、動脈硬化などによる心臓疾患のリスクを高めるとの報告や、飽和脂肪酸と同じように、トランス脂肪酸の摂取と心臓疾患のリスク増大には相関関係がある可能性があるとされています。

食品安全委員会では平成 18 年度に「食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査」を行い、トランス脂肪酸の含有が予想される食品 386 検体（パン類等の穀類、乳類、マーガリン等の油脂類、菓子類等）などを分析した結果から、平均的な日本人のトランス脂肪酸の摂取量は、0.7～1.3g/人/日（摂取エネルギー換算：0.3～0.6%）と推計されました。この推計値は、食事、栄養及び慢性疾患予防に関する WHO/FAO 合同専門家会合の報告書で目標とされている「最大でも 1 日当たりの総エネルギー摂取量の 1%未満」を満たす結果となっています。

脂肪の多い菓子類や食品の食べ過ぎなど偏った食事をしている場合は、平均を大きく上回る摂取量となる可能性があるため、注意が必要ですが、日本人の一般的な食生活の中ではトランス脂肪酸の摂取量は少ないと考えられます。

なお、食品安全委員会では、食品中に含まれるトランス脂肪酸について、科学的知見に基づいて分かりやすく整理したファクトシートを公表していますので、参考としてください。

<http://www.fsc.go.jp/sonota/54kai-factsheets-trans.pdf>

いずれにいたしましても、脂肪は三大栄養素の中で単位当たり最も大きなエネルギー供給源で、脂溶性ビタミンの溶媒になる大切な栄養素ですが、トランス脂肪酸や飽和脂肪酸の含有量等にこだわるのではなく、日本の「食生活指針」で謳っているように、脂肪全体量の摂り過ぎに注意し、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよく摂ることが大切と認識しています。食品安全委員会及び厚生労働省では、今後、脂肪等に関する研究、コーデックス等の動向について注視していきたいと考えています。

8．食品衛生管理関係

直売所で販売されたキノコについて

鳥取県の JA 直売店で販売されていたキノコを購入した人が中毒症状を訴えたとの記事を読んだ。消費者が安心して食材を買えるように、行政には対策を考えて欲しいと思う。

(和歌山県 女性 32歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品キノコを原因食品とする食中毒対策としては、各都道府県等や各保健所等において、摂食が可能なキノコ等についての普及啓発や情報提供を行っています。

また、食品等事業者が販売したキノコによる食中毒が発生した場合、保健所において原因食品の回収・廃棄命令、食品等事業者への衛生指導等を行うとともに、当該食中毒事例の公表を行うことにより注意喚起を行っているところです。

【農林水産省からのコメント】

天然きのこを摂取する場合には、誤って毒きのこを摂取しないよう、食用か否かの判断に迷った場合等には、地域の研究機関やきのこ専門家、きのこアドバイザー等を活用していただくよう、林野庁のホームページにおいて情報提供をおこなっているほか、都道府県等を通じて広く周知するよう指導に努めているところです。

参考) <http://www.rinya.maff.go.jp/kouhousitu/kinoko/kinoko2.htm>

9．食品表示関係

食品に関する偽装について

食は生きていくうえで欠かせない。食品表示はありのままの正しい表示で、食品の衛生的な扱いを行い、消費者の安全確保を望む。利益追求企業への罰則の強化と、食品関連事業者の意識改革、そして法律の整備が急務であると思う。

(福岡県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

食品に関する偽装について

今年度は、食品偽装事件が多発し、農水省及び厚労省の的確な行政指導と処分が行われていたようであるが、国民的視点から見るとまだまだ対応が遅いように感じられる。一連の食品表示偽装事件は氷山の一角であり、この種の事件の再発防止に鋭意努めていただきたい。

(群馬県 男性 71歳 食品関係業務経験者)

食品に関する偽装について

偽装表示問題は、なぜなくなるのだろうか。内部告発があるまで不正が発覚されない。その前に、保健所や農林水産省の各機関の抜き打ち検査を実施し、危機管理を徹底することを望む。

(岩手県 女性 62歳 医療・教育職経験者)

食品に関する偽装について

内部告発により次々と不正が発覚している。食品業界のコンプライアンス軽視の問題は、行政による管理の甘さと処分の軽さにも責任がある。意図的で悪質な違反に対しては厳正な罰則を課し、偽装表示の防止に取り組むべきである。

(福岡県 男性 56歳 食品関係業務経験者)

食品に関する偽装について

組織ぐるみで長期間にわたって、和菓子の製造に偽装や隠ぺいをし、消費者の信頼を大きく裏切った老舗の業者は許しがたい。関係省庁はその老舗に対して、今後いかなる指導をなされるのか期待したい。

(兵庫県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

食品に関する偽装について

毎日のように報道される食品の表示偽装は食品の安全性を全く無視していると思われる。老舗の料理店が菓子の賞味期限を偽装して売っていたことがわかった。国や関係機関は総力をもって啓発を図り、抜き打ち検査を強化し、違反の早期発見を行い、違反したものについては厳しい処罰なりを課すべきであると思っている。

(宮崎県 男性 72歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

食品等事業者に対する立入調査、食品の収去検査、施設や食品の取扱いに係る衛生指導等については、各都道府県等の保健所が実施しており、食品等事業者が食品衛生法上の表示基準に違反した場合は、営業停止等の行政処分を行うことができるほか、懲役刑又は罰金刑を適用することができると定められています。

厚生労働省では、食品メーカーによる期限表示の延長等の事案を踏まえ、食品衛生の観点から、関係業界団体に対し、同様の事例の再発防止のため、食品等事業者の責務を再度周知徹底するとともに、都道府県等に対し、広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者に対する指導事項及び監視指導の際の重点監視事項等について通知しており、引き続き、本件について重点的な監視指導を行っているところです。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/index.html>

(「13.広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」を御覧下さい。)

【農林水産省からのコメント】

消費者の信頼を揺るがす案件が続いていますが、こうした状況に対応するため、本年8月から、食品表示110番の対応マニュアルを見直し、都道府県(保健所、JAS担当)農政事務所等との定期的な情報交換会の開催等による連携の強化等を図っており、国民の皆さんからの情報提供に対し、迅速かつ的確に対応し、JAS法に違反する事実が判明した場合には、厳正に対処することとしています。

11月には警察庁と食品偽装事案に関する連携協定を締結し、警察が行う捜査と農林水産省が行う調査がより効果的に進むよう連携の強化を図っているところです。

また、加工食品の原材料の業者間取引についても、JAS法の品質表示義務の対

象に加えることにより、加工食品の表示についての信頼性を高めていきたいと考えており、来年4月からの施行を目指して作業を急いでいるところです。

さらに、食品企業の不祥事が相次いで発生している現状を踏まえ、食品企業のコンプライアンス（関係法令の遵守や倫理の保持等）の更なる徹底を図るため、業界団体を対象とした「食品企業の信頼性向上自主行動計画（仮称）の策定支援ガイドライン」の策定の検討等を行っているところです。

これらの取組を通じて、食品表示の適正化に努めるとともに、中小食品事業者のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進し、食に対する消費者の信頼を確保してまいりたいと考えております。

食品表示問題と行政の対応について

食品偽装表示問題で保健所は食品衛生上「問題なし」とし、農政局がJAS法上「違法」としたものがある。各省が個別に法規制し、他省庁と連携を取らないのではなく、整合性のある法規制を急ぐ必要があると思う。食品安全委員会にも中立性を生かして、各省を取りまとめていただきたい。

（沖縄県 女性 47歳 食品関係業務経験者）

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全行政については、食品安全委員会が中立公正な立場からリスク評価を行うとともに、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関が、食品供給行程において規制や指導等の必要な措置を講じているところです。

今般の一連の食品偽装表示問題についても、厚生労働省、農林水産省等において、食品衛生法やJAS法に基づき必要な対応がなされているものと考えていますが、食品安全委員会としても、食の安全ダイヤルを活用した情報収集や分かりやすい情報提供等を行うなど、関係行政機関等との連携を強めて、的確な食品安全行政の実施に努めてまいります。

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

消費者が的確に食品を選択するための十分な情報を得ることができるよう、消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現していくことは極めて重要です。このため、食品衛生法を所管する厚生労働省とJAS法を所管する農林水産省が共同で「食品の表示に関する共同会議」を開催し、わかりやすい食品表示の実現に向けて、食品の表示基準全般について調査審議しているところです。さらに、食品衛生法及びJAS法に基づく表示についての相談を一元的に受けつける窓口の設置、食品の表示制度を一覧できるような共通パンフレットの作成・配布等を行っているところであり、今後とも、各種法令の横断的な理解促進のための取組を行ってまいりたいと考えています。なお、法律の一元化については、JAS法は一般消費者の合理的な選択に資すること、食品衛生法は衛生上の危害の防止、景品表示法は公正な競争の確保とそれぞれの法目的から表示以外も含め必要な規制や罰則が設けられております。このように法目的などが異なることから、まずは双方

の効率的・的確な運用に努めつつ、連携を強化することにより、わかりやすい表示の実現に努めてまいりたいと考えております。

表示に関する啓発について

食品表示に製造年月日の併記をという動きがあるそうです。消費者は製造年月日のみに注目し、新鮮さだけで食品を評価して購入すると思われます。食品製造者は、衛生管理や品質向上によって保証期間を延ばすことより、手っ取り早い製造日競争を始めることが予想されます。「短期限が優良」という風潮の間違いを啓発していくことが大事です。

(福岡県 男性 63歳 食品関係業務経験者)

製造年月日の併記の動きについて

製造日の改ざんが次々に摘発されているが、食料自給率 39%の我が国で表示違反の摘発に気を取られていると、貴重な輸入原材料を無駄に廃棄することになる。期限表示は、消費期限と賞味期限のみで十分である。製造日の表現は禁止して、食品業界で行われている実態に合わせて、包装、販売、出荷の日を表示させたほうが、国民の理解を得られるのではないかと思われる。

(新潟県 男性 70歳 食品関係業務経験者)

製造年月日の併記の動きについて

現在の JAS 法の、消費期限・賞味期限をラベルに表示すれば製造年月日は不要というルールを、製造年月日と期限表示の併記する方法に戻すべきだ。同時に販売元が品質について全責任を負うなら、製造元は表示不要という規定も止めさせてほしい。

(北海道 男性 39歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品衛生法においては、当初、製造年月日の表示を義務付けていましたが、平成 7 年 4 月から製造年月日に換えて期限表示を義務付けているところです。ただし、必要な期限表示を適切に行った上で、消費者への情報提供として事業者が自主的に製造年月日を表示することまでを妨げるものではありません。

今後とも、国民の皆様が我が国の食品表示制度について、理解を深めていただけるよう努めてまいります。

【農林水産省からのコメント】

JAS 法及び食品衛生法においては、当初、製造年月日表示を義務付けていたが、

技術の進歩により消費者にとっては、製造年月日からどの程度日持ちするのか適切に判断することが困難であること

過度に厳しい日付管理による事業者の深夜・早朝操業や返品・廃棄等の原因となっていたこと

国際的な食品規格(コーデックス)においても期限表示が採用されており、これとの調和が求められていたこと

等から、製造年月日表示から期限表示（賞味期限・消費期限）に転換することが適当とされ、平成7年4月から期限表示を義務付けているところであり、製造年月日と期限表示の併記を義務付けていた事実はありません。

期限表示に加え、製造年月日の表示を義務付けることについては、消費者にとっては、期限表示があれば商品の日持ちを判断することが可能と考えられること等から適当でないと考えます。

なお、事業者自らが製造年月日を任意に表示することについて妨げるものではなく、こうした任意の表示も含め、食品表示の指導・監視活動を強化し、適正化を図ってまいります。

また、JAS法においては、製造業者等のうち表示内容に責任を有するものに表示義務を課しているところです。

表示に関する啓発について

食品製造業者による期限表示の付け替え等の「ごまかし」の事実が大きく報道され、健康被害が発生しているわけでもないのに、消費者に悪い印象を与えています。最初につける期限表示が短すぎるのではないのでしょうか。消費者は賞味期限の長い商品には、どっさり「合成保存料」が放り込まれていると思っています。食品安全委員会はこの風潮について、啓発活動を行うべきです。

（福岡県 男性 63歳 食品関係業務経験者）

期限表示の設定について

賞味期限と消費期限についての違いは把握していたが、期間設定がメーカーにより決められるとは知らなかった。期限設定法の規則化が必要と思われる。

（高知県 女性 50歳 医療・教育職経験者）

【食品安全委員会からのコメント】

食品の表示については、食品衛生法、JAS法、不当景品類及び不当表示防止法等の法律がありますが、それぞれの法目的から必要な規制が行われており、関係省庁が連携して、効率的且つ的確な運用を図ることが重要であると考えています。

食品安全委員会としても、委員会ホームページにおいて、食品表示に関する情報を入手する手段を御紹介しています。

（http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508_qa_4.html#9）

また、食品安全委員会が発刊している季刊誌「食品安全」においては、Vol.12において子ども向けに「消費期限と賞味期限の違い」を解説し、Vol.13では食の安全Q&Aで「食品表示」を取り上げるなど、分かりやすい情報提供に努めています。

今後も、各府省と連携し、表示等に関する情報をこれらの媒体等を通じて提供するよう努めてまいります。

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

期限表示の設定を適切に行うためには、食品等の特性、品質変化の要因や原材料の衛生状態、製造・加工時の衛生管理の状態、保存状態等の当該食品に関する知見や情報を有している必要があることから、原則として、食品等事業者が期限の設定を行うこととなります。

このため、食品等事業者においては、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等の結果に基づき、安全係数を考慮して、科学的・合理的に期限を設定する必要があります。

厚生労働省及び農林水産省においては、平成 17 年 2 月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン」をとりまとめ、各食品業界団体等に通知しており、各食品等事業者においては、このガイドラインを踏まえ、期限の設定がなされているところです。

なお、当該ガイドラインでは、食品等事業者に対して、期限設定の根拠に関する資料等を整備・保管し、消費者等から求められたときには、情報提供に努めるよう周知しているところです。

この他、期限表示に関するパンフレット及び加工食品の表示に関する共通 Q&A（第 2 集：期限表示について）を公表しており、今後とも食品表示に関する普及・啓発に努めてまいりたいと考えています。

（参考）

「食品期限表示の設定のためのガイドライン」

厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/hyouji/dl/02.pdf>

農林水産省ホームページ：

http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/pdf/guideline_a.pdf

「パンフレット（食品の表示をすっきり、わかりやすく（期限表示）」

農林水産省ホームページ：

http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/pdf/pamph_g.pdf

「加工食品に関する共通 Q&A（第 2 集：期限表示について）」

厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/kakou2/index.html>

農林水産省ホームページ：

http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/pdf/qa_i.pdf

加工食品の原産国表示について

外国産の諸原料を使っの加工調理食品には、主原料についての原産国表示が義務化されていないものが多い。消費者の食の安全性の選択基準として、外国産原料の使用の有無があると思うので、明らかに輸入素材で加工された商品については、原産国表示を拡大すべきと提言する。

(愛媛県 男性 69歳 食品関係業務経験者)

中国産の味噌について

スーパーで味噌を購入したところ、中国産の味噌が売られていた。中国産の大豆を原料にして日本で加工して売り出しているのか、それとも、すべて中国産の原料で味噌を作ってから日本で詰め合わせているのか、不安を感じざるを得なかった。安心して購入できる表示が欲しいと思った。

(東京都 女性 53歳 医療・教育職経験者)

【農林水産省からのコメント】

食品の原産地表示については、JAS法に基づき、

平成12年7月から、全ての生鮮食品に原産地の表示を義務付け、

平成13年4月から、外国で製造された加工食品に製造国名を表示することを義務付けるとともに、

平成18年10月から、原料の品質が製品の品質に大きな影響を与えるものとして生鮮食品に近い20食品群を原料原産地表示の対象としたところです。

加工食品については、いくつかの原産地の原料を混合して使用する場合や、中間加工品を使用する場合などがあり、原料の原産地を大元までさかのぼって正確に把握することは現実的には困難である商品も存在しています。

このため、全ての加工食品について、原料の原産地表示を義務付けることは難しいと考えています。

なお、義務付けの対象でない加工品においても原料原産地が把握できるものについては、事業者が原料原産地の情報を自主的に発信する取組も見られており、今後、こうした事業者の前向きな取組を促してまいりたいと考えております。

10. その他

栄養機能食品について

インターネットに、「栄養機能食品」をうたっているのに、その成分の機能も注意喚起も載せずに他の効果をうたった食品が出回っています。栄養機能食品は、特定保健用食品と異なり厳しい規制がありませんが、消費者にとっては、どちらも国が安全を保証した食品と考えているのではないのでしょうか。栄養機能食品にも、せめて書類提出の義務を課すべきなのではないのでしょうか。

(和歌山県 男性 52歳 食品関係研究職経験者)

【厚生労働省からのコメント】

栄養機能食品とは、高齢化や不規則な生活により、1日に必要な栄養成分をとれない場合に、栄養成分の補給・補完のために利用してもらうことを主旨とした食品です。

栄養機能食品は、同じ保健機能食品という制度の中にある特定保健用食品と違い、厚生労働大臣に対する個別の許可申請や届出等を行う必要がない自己認証制度のため、「厚生労働大臣による個別審査を受けたものではない旨。」の表示が義務づけられています。あくまで国が定めた規格基準に合っていれば、製造業者等が自らの責任で国が定めた栄養成分に関する機能を表示することができるという制度です。(現在、ビタミン12種類、ミネラル5種類の栄養成分に設定されています。)

また、栄養機能食品は、あくまで国が定めた栄養成分の規格基準に一つでも適合していれば表示できるというものなので、例えば、ダイエット補助食品に栄養機能食品の表示がされていた場合、ダイエット補助食品そのものが国の定めている基準に合っているわけではありませんし、その効果や安全性を保証するものでもありません。平成17年に栄養機能食品制度の見直しを行い、平成17年5月1日から厚生労働大臣が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示を禁止することとし、これによって、栄養機能食品制度を悪用して、その栄養成分やその食品中に同時に含まれている他の成分について、ダイエット等の機能を表示することは禁止されることとなりました。

サプリメント志向に注意喚起を

ダイエットや老化防止対策として、サプリメントに依存する傾向があるが、その効果については科学的根拠が明確でなく、デメリットが報告されているものさえある。毎日3度の食事で多品目をバランスよくとれば栄養的に不足することはないので、栄養成分は、あくまでもサプリメントではなく、食事から摂るよう啓発していただきたい。

(福岡県 男性 77歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、委員会ホームページの「リスク評価」の項目で、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価について (http://www.fsc.go.jp/hyouka/risk_hyouka.html)、また食の安全ダイアルに寄せられたFAQにおいては、サプリメントを含めた新食品についてそれぞれ解説を行っています。 (http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508_qa_2.html#8)

また、「ビタミンAの過剰摂取による影響」をファクトシートとして取りまとめ、同ホームページで公開しております。 (<http://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets.html>)

さらに、季刊誌「食品安全」でも、Vol.9にて大豆イソフラボン、Vol.10にてコエンザイムQ10、Vol.11でビタミンAについて分かりやすい説明に努めています。

今後も、必要に応じ、サプリメントを含めて食の安全に関する情報提供に努めてまいります。

【厚生労働省からのコメント】

食生活はバランスのよい食事が基本です。厚生労働省では、平成17年2月より、バランスのとれた食生活について普及啓発するため、「食生活指針」で示している「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスを。」の表示について、特定保健用食品及び栄養機能食品については記載を義務付けるとともに、その他のいわゆる健康食品については記載するよう指導しています。